

大規模小売店舗の届出事項の変更に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定により次のとおり大規模小売店舗の変更について届出があったので、関係書類を令和2年3月10日から4月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課において縦覧に供する。

なお、法第8条第2項の規定により意見を述べようとするものは、「(1)意見 (2)意見を述べる理由 (3)氏名及び住所（団体にあつては、名称、代表者の氏名及び事務所の所在地） (4)大規模小売店舗の名称及び所在地」を記載した意見書を、令和2年3月10日から4月以内に、鹿児島県商工労働水産部商工政策課に到着するよう提出すること。

令和2年3月10日

鹿児島県知事 三反園訓

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

タイヨー草牟田店

鹿児島市草牟田二丁目19番5号

2 変更事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

ア 変更前	第1駐車場	建物地下階	52台
	第2駐車場	建物敷地北側	16台
	第3駐車場	建物敷地北東側	20台
イ 変更後	第1駐車場	建物地下階	50台
	第2駐車場	建物敷地北側	15台
	第3駐車場	建物敷地北東側	20台

(2) 駐輪場の位置及び収容台数

ア 変更前	第1駐輪場	建物南側	17台
	第2駐輪場	建物南側	27台
	第3駐輪場	建物北側	47台
イ 変更後	第1駐輪場	建物南側	6台
	第2駐輪場	建物南側	7台
	第3駐輪場	建物北側	16台

(3) 荷さばき施設の位置及び面積

ア 変更前	建物北側	38平方メートル
イ 変更後	建物北側	32平方メートル

(4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

ア 変更前	廃棄物保管施設1	建物北側	11立方メートル
	廃棄物保管施設2	建物北側	12立方メートル
	廃棄物保管施設3	建物北側	6立方メートル
イ 変更後	建物北側	15立方メートル	

(5) 駐車場の自動車の出入り口の数及び位置

ア 変更前 第3駐車場 1箇所 敷地南側

イ 変更後 第3駐車場 2箇所 敷地南側及び東側

(6) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

ア 変更前 午前6時から午後10時まで

イ 変更後 24時間

3 変更年月日

(1) 2の(1)(2)(3)(4) 令和2年10月28日

(2) 2の(5)(6) 令和2年2月28日

4 届出年月日

令和2年2月27日